

**覚え書き**  
**ソイシール使用許諾契約書**

アメリカ大豆協会（以下 A S A と呼ぶ）とソイシール使用権取得者（住所及び社名）〒107-0052  
住所：東京都港区赤坂 1-X-XX

社名：(フリガナ) マルサカシカインサツカブ シカイシャ 必ず記入のこと

印刷株式会社（以下使用権取得者と呼ぶ）の間に  
おいて、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に、下記の条項に関し同意がなされました。

A S A は大豆油・大豆タンパク証明マーク「ソイシール」の所有者であり、ソイシール使用に関する最低基準を設定しています。

使用権取得者は、大豆油・大豆タンパクを含有しているインキで印刷された印刷物にソイシールの使用許諾を A S A に申請します。

下記の条項に関し、両者は同意します。

- 1) A S A は、使用権取得者が使用権取得者の刊行物、ラベル、その他販売促進用の印刷物にソイシールを使用することを許可します。使用料は、無料です。
- 2) A S A は、ソイシール使用に際し、ソイシールマークの原版と説明書を提供します。
- 3) ソイシールは、植物油・蛋白質ベースのインキが、大豆油・大豆タンパクをベースとしたインキであることを表示するために使われるものです。
- 4) ソイシールは、インキが大豆油・大豆タンパクを含有しているということが認識できるように刊行物、容器、印刷物に明確に分かるように添付されなければなりません。
- 5) 使用権取得者は、A S A のソイシール規定以外の目的にソイシールを使用するためには、前もって許可を受けなければなりません。
- 6) 使用権取得者がこの契約書に違反してソイシールを使用していると A S A が判断した場合は、A S A は文書によりそれを使用権取得者に知らせ、使用権取得者はソイシール使用を停止しなければなりません。
- 7) 使用権取得者はこの契約書の違反あるいはそれに関連して生ずる、すべてのクレーム、行為、損害、諸経費（弁護士費用等を含む）、責任等を負うことを保証し、A S A 職員、役員、エージェントに対し損害を与えないことを保証します。
- 8) この契約書の条項は、上記に記された日付から有効となり、A S A あるいは使用権取得者がソイシール使用停止を文書で知らせる事がない限り、引き続き有効です。
- 9) A S A の文書による同意なしには、ソイシールの使用権を受けることはできません、また代わりに受けることはできません。

アメリカ大豆協会

使用権取得者（代表・責任者名）

(フリガナ) ヤマダ タロ 必ず記入のこと

名前 山田 太郎

サイン (日付)

日付

Taro Yamada <- サインは日本語でも英語でも OK

サイン

使用許諾契約書にサインし、次のところへお送りください。

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-6-19 KY 溜池ビル 4 階

アメリカ大豆協会 ソイインク担当